

市川市D V防止基本計画

平成 23 年 8 月
市 川 市

はじめに



このたび市川市では、「市川市DV防止基本計画」を策定しました。

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者等からの暴力行為であり、人権に対する重大な侵害として深刻化していることから、社会全体でその解決に取り組まなければならない大きな問題です。そして、男女共同参画社会の実現のためには克服していかなければなりません。

国は、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。近年では潜在化していた暴力の実態が徐々に顕在化してきたことで、問題の根深さも広く認識され、被害者への支援体制を整備する動きが全国的に始まっています。

本市におけるDV対策は、市川市男女共同参画基本計画の主要課題のひとつである「人権を侵害する暴力の根絶」の中で、これまで推進してきました。今後は、策定した「市川市DV防止基本計画」に基づき、DVの防止、ならびに被害者の保護と自立支援をより一層きめ細かく推進することで、計画の基本理念である「DVの根絶」を目指します。そして、男女それぞれの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる市川市の実現に努めてまいりますので、関係機関の皆様におかれましては、引き続き本市の人権施策に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この基本計画の策定にあたり、活発なご議論をいただきました市川市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様から感謝申し上げます。

平成23年8月

市川市長 大久保 博

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の基本理念	3
5 計画の基本目標	3
6 計画の体系	4

第2章 DVの現状と課題

1 全国のDV状況	6
2 本市のDV相談状況	8
3 市民の意識	10
(1)DVの種類と認知度	10
(2)DV被害の状況	11
(3)相談先の状況	13
(4)DV被害を相談しなかった理由	14
(5)重要なDV防止対策	15
(6)DV被害者に対する市の支援	16
4 課題のまとめ	17

第3章 取組の内容

1 基本目標 I DVを許さない社会づくり	18
取組の方向(施策) 1 DV根絶の啓発	18
取組の方向(施策) 2 学校での人権教育	21
2 基本目標 II 相談体制の充実	22
取組の方向(施策) 3 DV被害者の早期発見	22
取組の方向(施策) 4 相談窓口の充実	25
取組の方向(施策) 5 被害者の安全確保	29
取組の方向(施策) 6 支援センター機能の充実	30
3 基本目標 III 被害者支援の充実と加害者教育	34
取組の方向(施策) 7 住居に関する支援	34
取組の方向(施策) 8 就労に関する支援	35
取組の方向(施策) 9 子どもに関する支援	36
取組の方向(施策) 10 継続的な支援	38
取組の方向(施策) 11 加害者教育の研究	39

4 基本目標 IV 推進体制の充実	40
取組の方向(施策)12 DV防止基本計画の推進	40
取組の方向(施策)13 関係部署・機関等との連携	42

(参 考 資 料)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	45
----------------------------	----

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス※1以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

そして、被害者の多くは女性であり、家庭内で行われることが多いので、外部からの発見が困難であり、潜在化しやすく、次第に暴力がエスカレートして被害が深刻化しやすい特性があります。

国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）」を制定し、平成19年7月の法改正では、市町村に対し基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター※2の設置を努力義務として規定しました。

このような状況の中、本市では、平成20年8月に市川市男女共同参画基本計画※3を改定し、男女共同参画を推進していく際の8つの主要課題の1つである「人権を侵害する暴力の根絶」の中で、DV対策の取り組みを進めてきましたが、今後は、DV防止と被害者の保護・自立支援をより一層きめ細かく、また総合的かつ計画的に進めていく必要があることから本計画を策定するものです。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）の定義

本計画においては、家庭内で生ずるすべての暴力を対象とするのではなく、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）又は元配偶者（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む）に限定した身体的暴力、およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動である精神的・経済的・性的暴力を含めるものとします。

また、配偶者以外の恋人などの親密な間柄にあるパートナーからの暴力も同様に含めるものとします。

※2 配偶者暴力相談支援センター P28参照

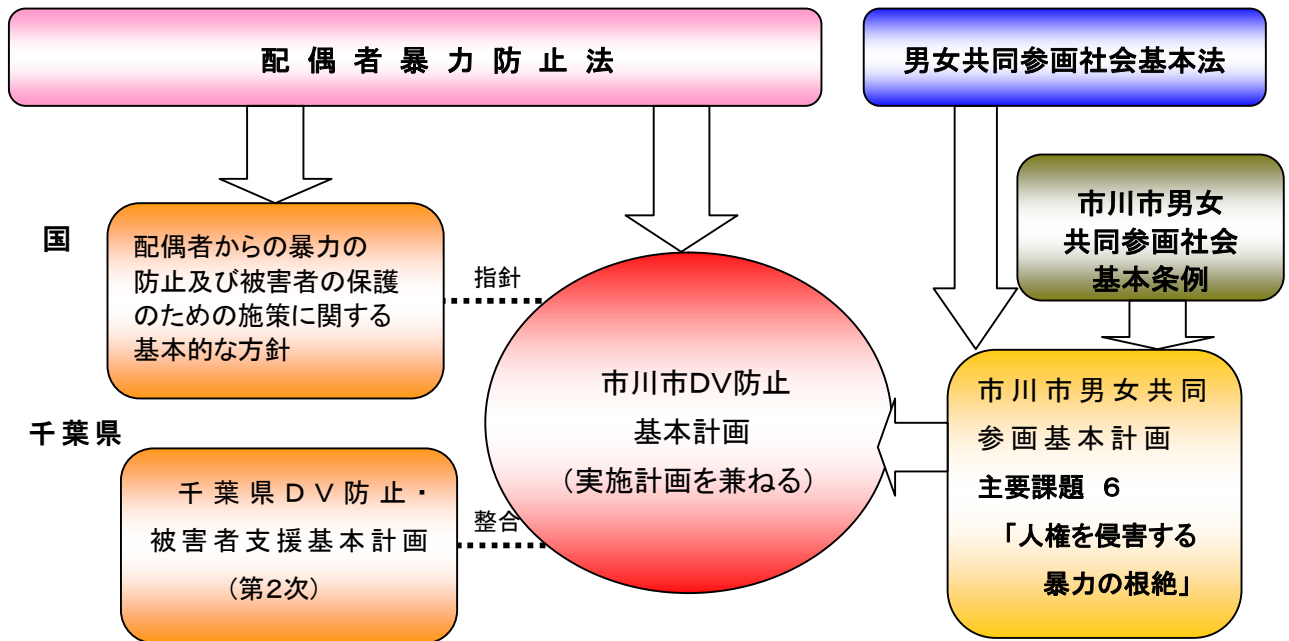
※3 市川市男女共同参画基本計画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任も担うような男女共同参画社会の実現を目指し、8つの主要課題を掲げ、この課題の解決を図っていくことで、推進していこうとするもの。

2 計画の位置づけ

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものです。

計画の位置づけ(イメージ図)



3 計画の期間

本計画の期間は、市川市男女共同参画基本計画の第4次実施計画の一部でもあることから、計画期間を合わせることが必要であるため、平成23年度から平成25年度までの3年間とします。

ただし、配偶者暴力防止法が改正された場合、及び国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直し等により新たに計画に盛り込む事項が発生した場合は、必要に応じて見直すこととします。

● 計画の期間

平成 20 (2008) 年度	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	〜		37 (2025)	
市 川 市 男 女 共 同 参 画 基 本 計 画										
第 3 次 実 施 計 画			第 4 次 実 施 計 画							
			市 川 市 D V 防 止 基 本 計 画 (実 施 計 画 を 兼 ね る)							

4 計画の基本理念

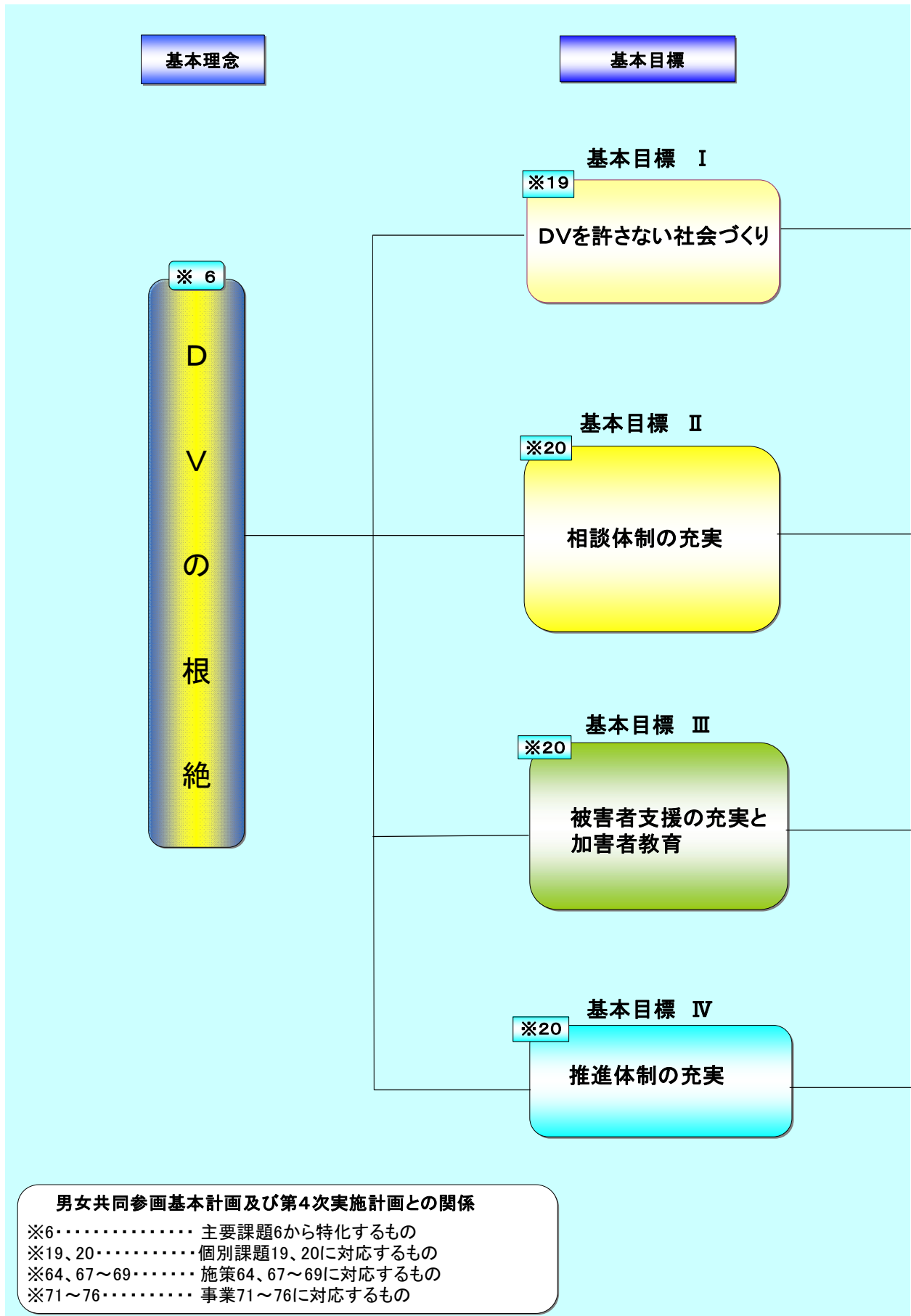
この計画は、市川市男女共同参画社会基本条例の4つの基本理念の1つである「あらゆる暴力が根絶された社会」にのっとり、市川市男女共同参画基本計画の主要課題6「人権を侵害する暴力の根絶」をDVに特化し、計画の基本理念を「DVの根絶」とします。

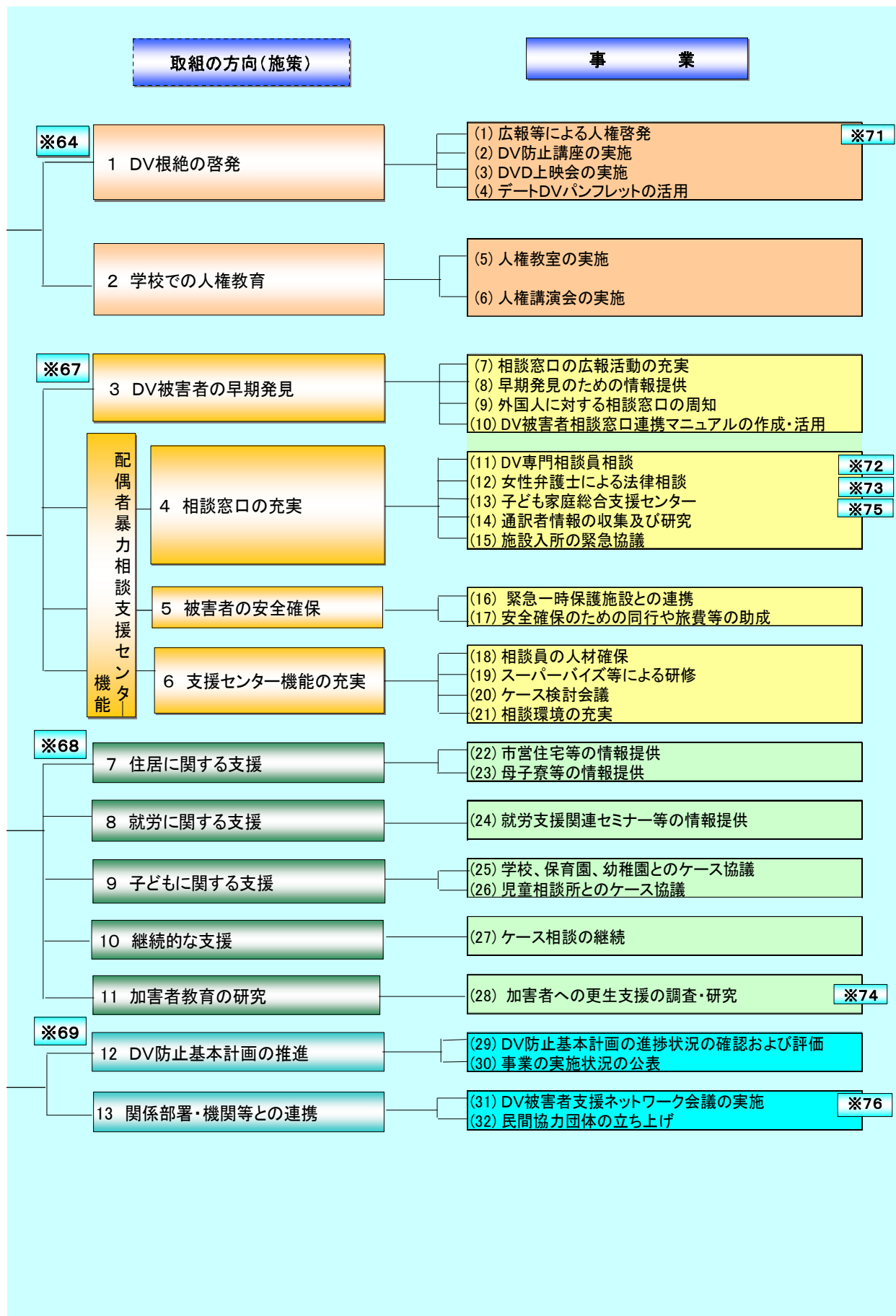
5 計画の基本目標

本計画には、次の4つの基本目標を掲げ、目標達成に向けて、13の取組の方向（施策）を定め、事業を展開していきます。

- 基本目標 I DVを許さない社会づくり
- 基本目標 II 相談体制の充実
- 基本目標 III 被害者支援の充実と加害者教育
- 基本目標 IV 推進体制の充実

6 計画の体系





第2章 DVの現状と課題

1 全国のDV状況

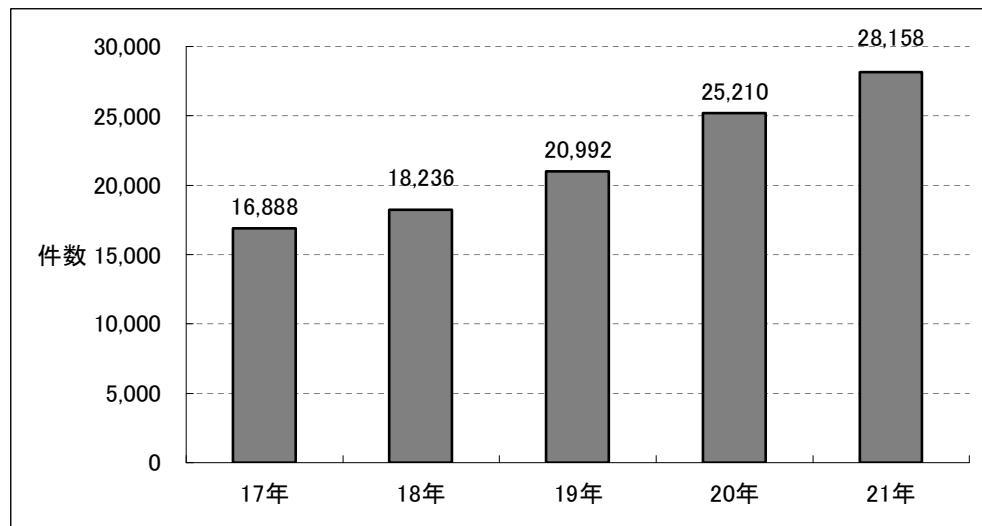
○ 警察における配偶者間の暴力相談は増加、被害者の多くは女性

「警察における暴力相談等の対応件数」は、平成17年が16,888件、平成21年は28,158件であり、4年間で約1.7倍となっています。

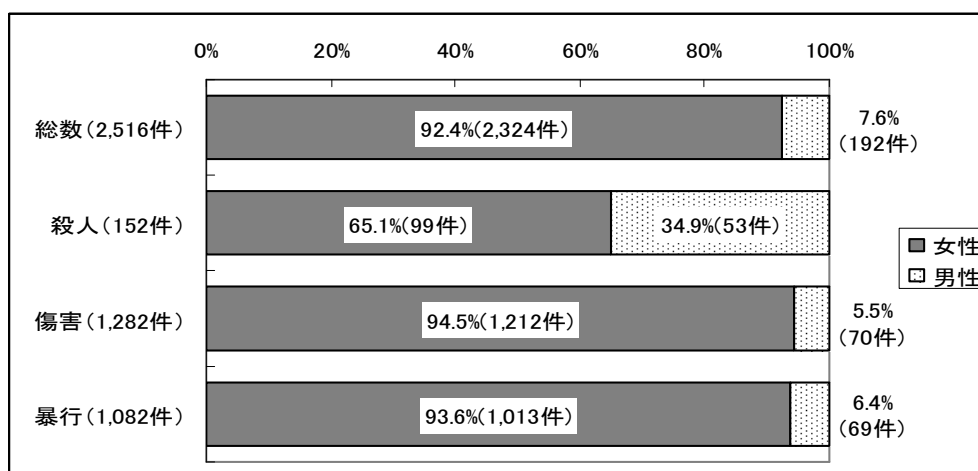
また、平成21年中に検挙した配偶者間（内縁を含む）の暴行、傷害、殺人等の総数は2,516件で、そのうち92.4%にあたる2,324件は女性が被害者となっていますが、殺人については、約1/3の被害者が男性という結果となっています。

● 警察における暴力相談等の対応件数

(警察庁調べ)



●配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者(検挙件数の割合)平成21年 (警察庁調べ)

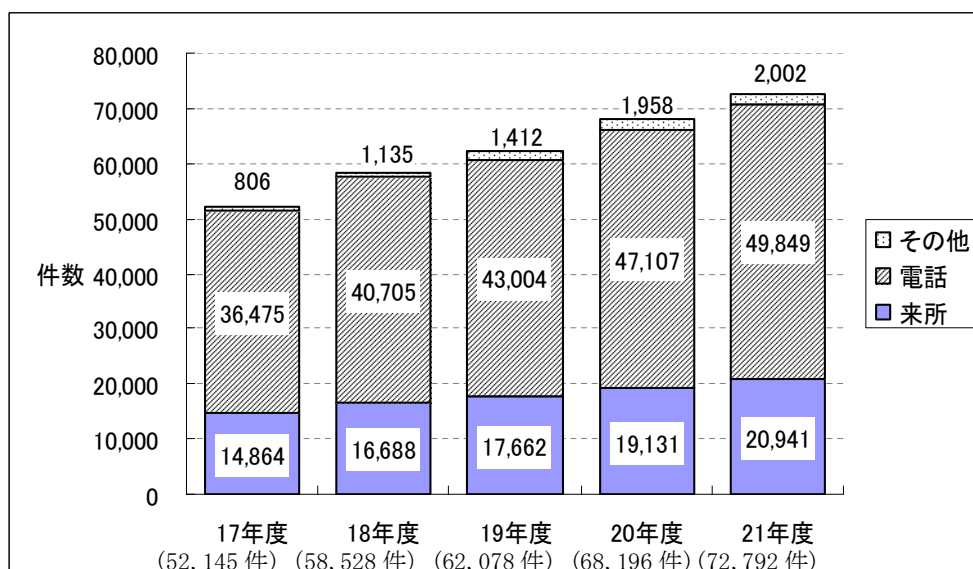


○ 配偶者暴力相談支援センターの相談も増加、99%が女性

平成23年1月現在、配偶者暴力相談支援センターは、全国に193カ所設置されています。DV相談件数は平成17年度では52,145件、平成21年度は72,792件となっており、4年間で約1.4倍に増加しています。

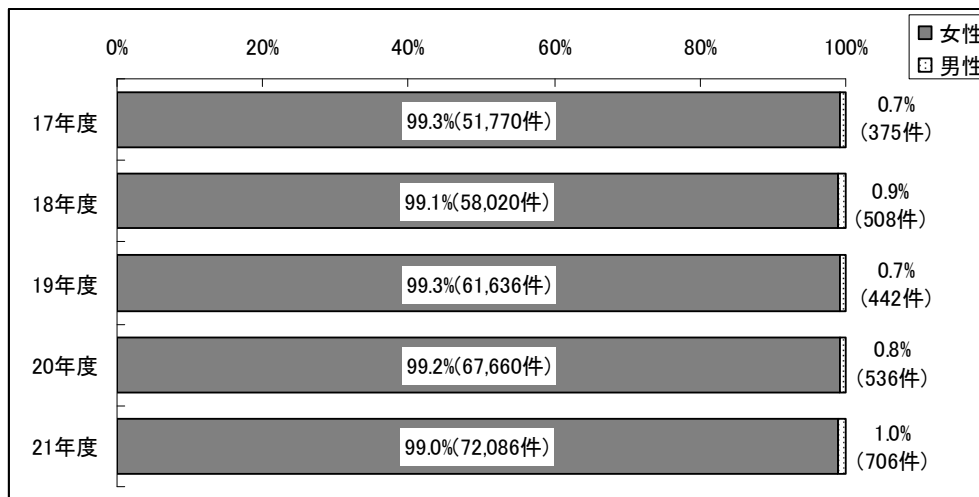
平成21年度の相談形態は、電話相談が68.5%、来所相談が28.8%となっており、相談者は平成17年度より毎年約99%が女性となっています。

●配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移 (内閣府調べ)



●配偶者暴力相談支援センター相談の男女別内訳

(内閣府調べ)



2 本市のDV相談状況

○ 相談件数は増加傾向

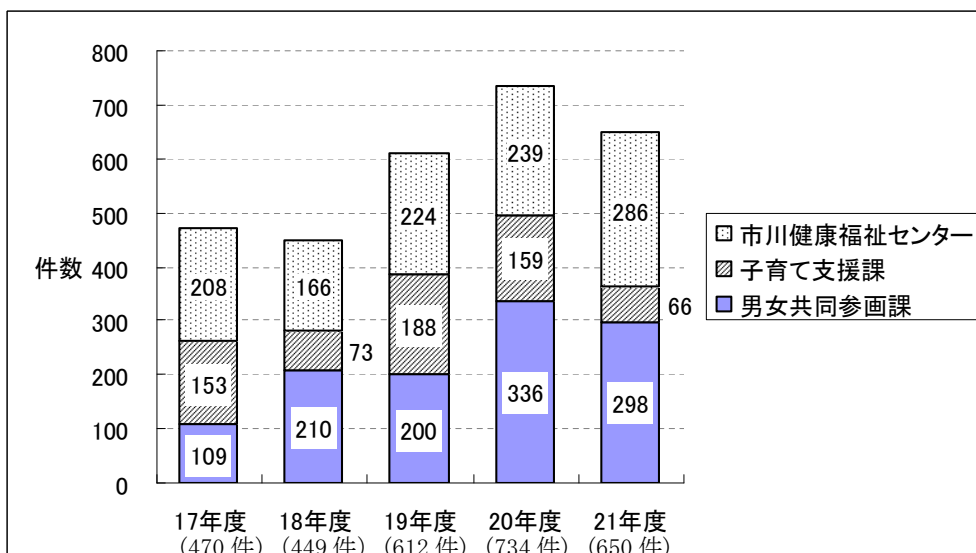
本市のDVに関する相談は、警察での緊急的な相談を別とすると、市川健康福祉センターと市役所に相談窓口があります。

平成21年度の相談件数は650件であり、その内訳は市川健康福祉センターが286件で44%、市が364件で56%となっています。また、平成17年度と平成21年度の相談件数を比較してみると、約1.4倍に増加しています。

次に、平成21年度の相談形態については、来所相談が224件で34.5%、電話相談は426件で65.5%、これは全国の配偶者暴力相談支援センター平均とほぼ同様の比率となっています。

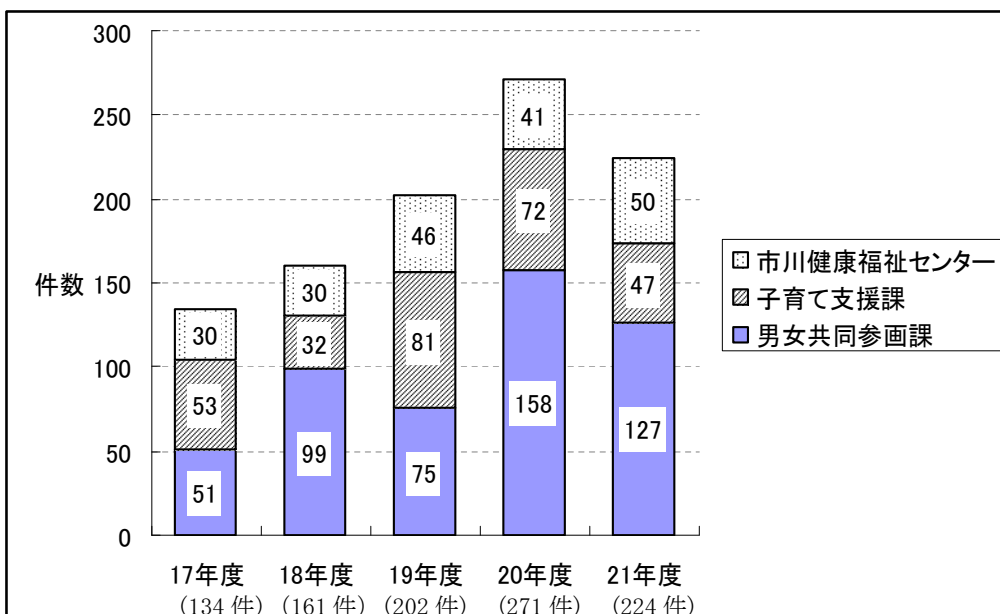
●市川市のDV相談件数

(男女共同参画課調べ)



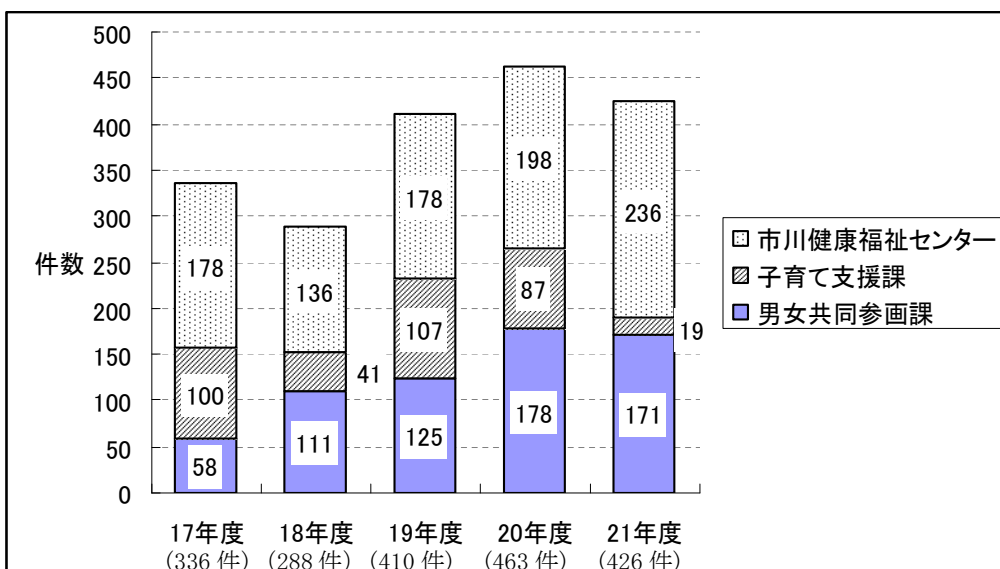
●来所による相談

(男女共同参画課調べ)



●電話による相談

(男女共同参画課調べ)



3 市民の意識

DVに関する市民の意識については、平成21年度にe-モニター制度※4を利用したアンケートにより、平成22年度には、5年毎に実施している男女共同参画に関する市民意識調査※5の中で調査しました。

以下、(1)はe-モニター制度、(2)から(6)までは市民意識調査の集計、分析結果によるものです。

(1) DVの種類と認知度

○ 経済的暴力は認知度が低い

本計画では、DVの種類について、

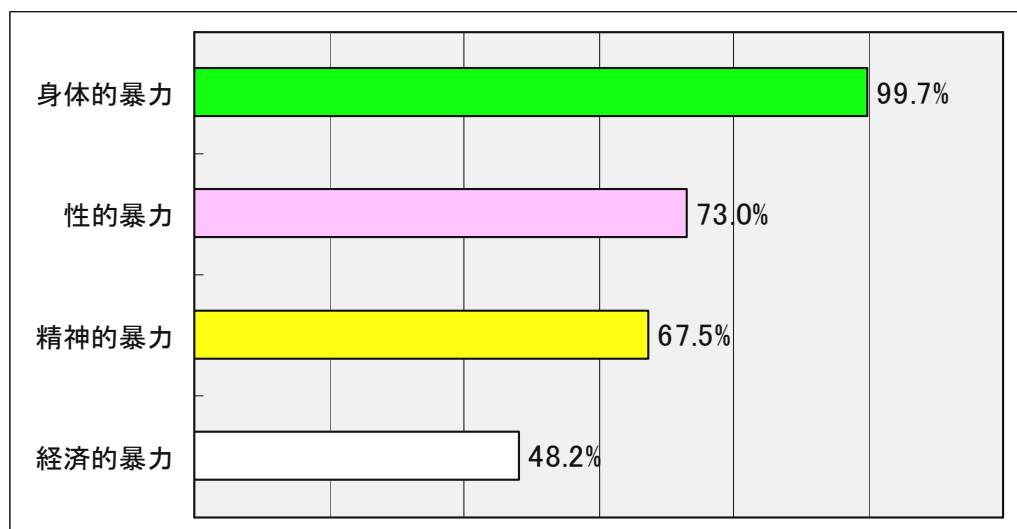
- ・ 殴る、蹴るなど……………「身体的暴力」
- ・ 無視する、大声で怒鳴るなど……………「精神的暴力」
- ・ 生活費を渡さないなど……………「経済的暴力」
- ・ 性的な行為を強要する、避妊に応じないなど……………「性的暴力」

の4つに分類しました。

そして、e-モニター制度を利用し、これらの認知度を確認したところ、身体的暴力の認知度が一番高く、以下、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力の順であり、経済的暴力に至ってはかなり低い状況でした。

● DVの種類と認知度

(e-モニター 平成21年12月実施)



(2) DV被害の状況

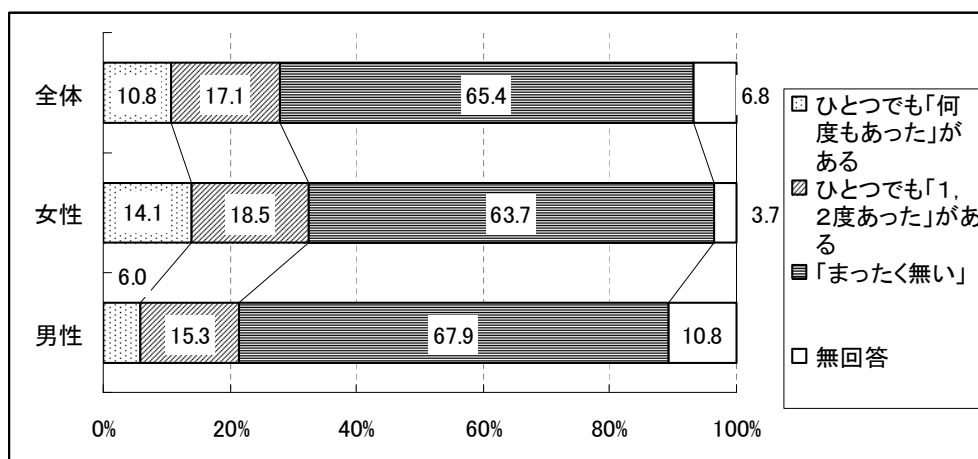
○ 全国との比較では、精神的暴力が多い

本市のDV被害の状況については、夫や妻あるいは恋人などのパートナーから何らかの暴力を受けた経験のある女性は32.6%、男性は21.3%となっています。

その中で身体的暴力と精神的暴力について、平成20年度の内閣府が実施した調査結果と比較してみると、身体的暴力について被害を受けた女性は、本市が11.7%、全国は24.9%であり、被害を受けた男性は、本市が5.8%、全国は13.7%という状況であり、男女とも全国の平均より本市は少なくなっています。

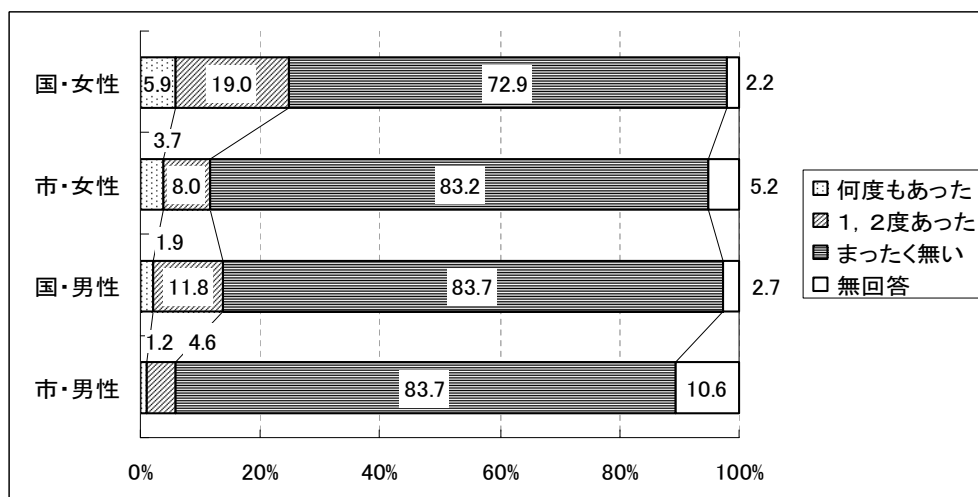
次に、精神的暴力について被害を受けた女性は、本市が28.3%、全国は16.6%であり、被害を受けた男性は、本市が19.4%、全国は8.8%という状況であり、男女とも全国の平均より本市は多くなっています。

● 配偶者や恋人から暴力を受けた経験 (市民意識調査 平成22年度)



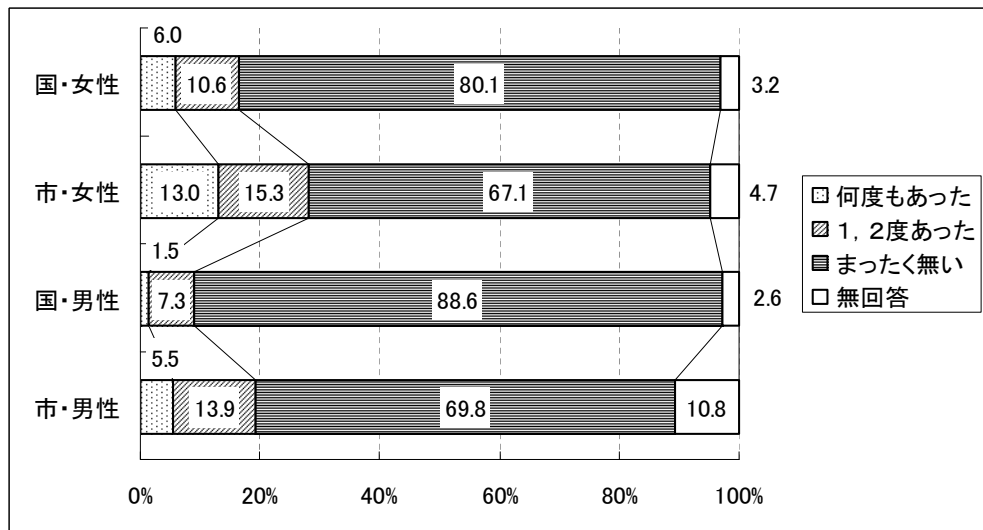
● 殴る、蹴るなどの身体的暴力

(内閣府調査 平成20年度・市民意識調査 平成22年度)



● 無視する、怒鳴るなどの精神的暴力

(内閣府調査 平成20年度・市民意識調査 平成22年度)



※4 市川市 e モニター制度 (愛称: e モニ)

市川市が運営する登録制のアンケート制度です。モニターとして登録している方に、パソコンや携帯電話への電子メールを利用し、アンケート調査などを行い、市政の参考とするものです。

※5 市川市男女共同参画に関する市民意識調査 (平成22年9月実施)

男女共同参画に関し、今後の施策の方向等の参考とするため、市民の意識及び生活実態の変化等を調査するものであり、ほぼ5年ごとに実施しています。

注 内閣府調査、市民意識調査とも調査の数値については、四捨五入の関係で、100%にならない場合があります。

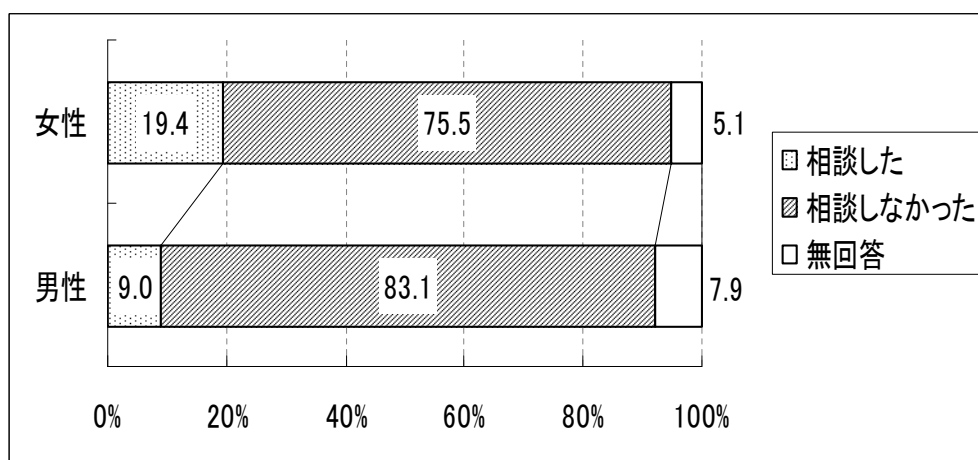
(3) 相談先の状況

○ 相談した割合は低く、相手は親族、友人

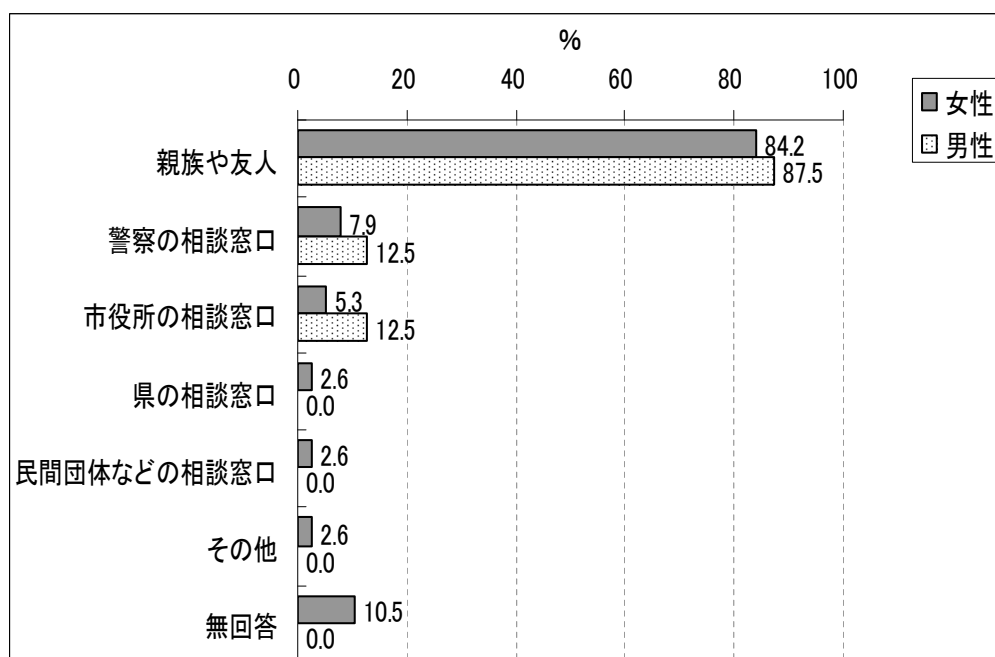
本市のDV被害者が、どこかに相談した割合は、女性で19.4%、男性で9.0%という低い割合にとどまっています。

また、DV被害の相談相手としては複数回答となりますが、「親族・友人」へ相談した人が、男女とも80%以上と多く、開設している相談窓口への相談は、かなり少ない状況となっています。

● 暴力を受けた際の相談 (複数回答) (市民意識調査 平成22年度)



● DV被害を相談した相手 (複数回答) (市民意識調査 平成22年度)



(4) DV被害を相談しなかった理由

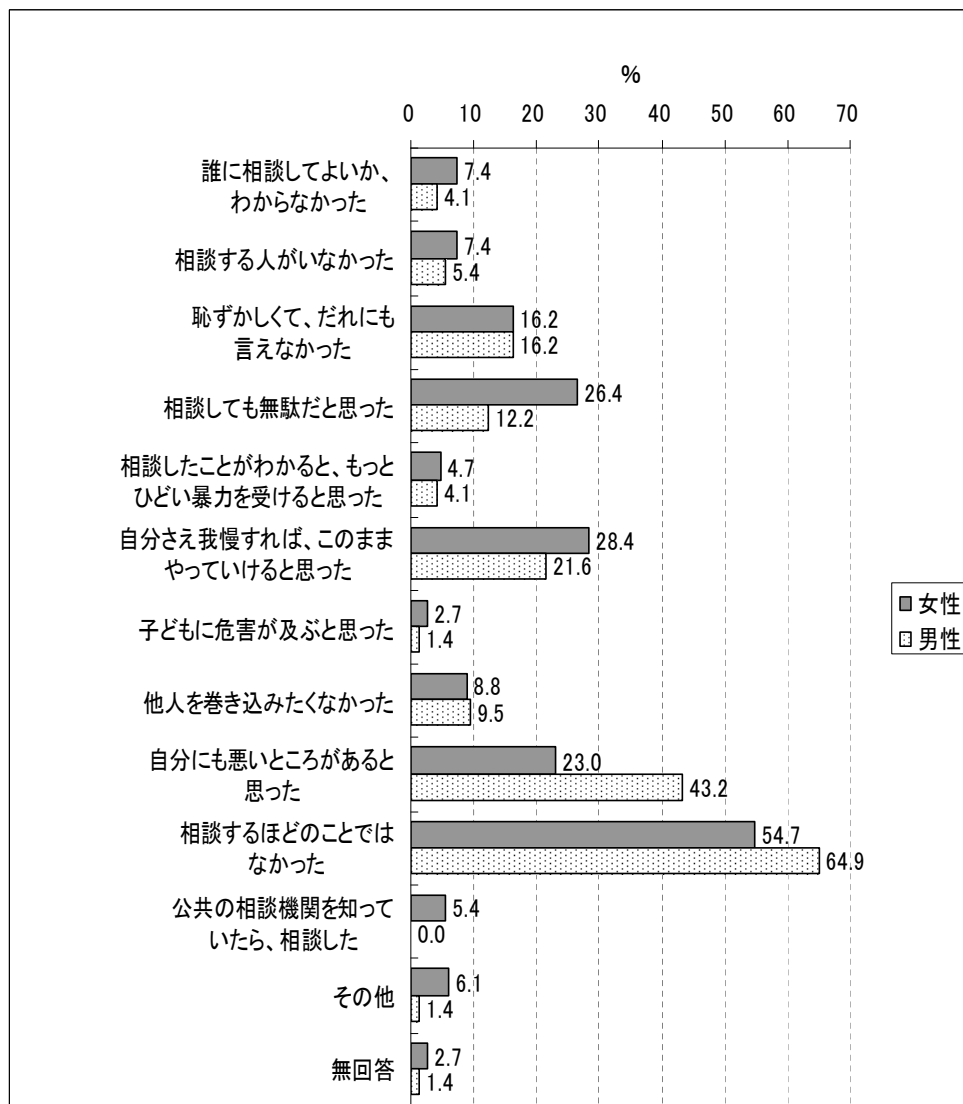
○ 相談しないのは、それ程のことではないと思ったから

本市のDV被害者が、誰にも相談しなかった理由については、男女とも一番多かったのは「相談するほどのことではなかった」であり、男性が64.9%、女性は54.7%と、10ポイント程度、男性の方が高くなっています。

二番目に多かった理由は、男性が「自分にも悪いところがあった」の43.2%であり、女性は「自分さえ我慢すれば、このままやっていけるといった」が28.4%と、男女で異なっています。

● DV被害を相談しなかった理由 (複数回答)

(市民意識調査 平成22年度)



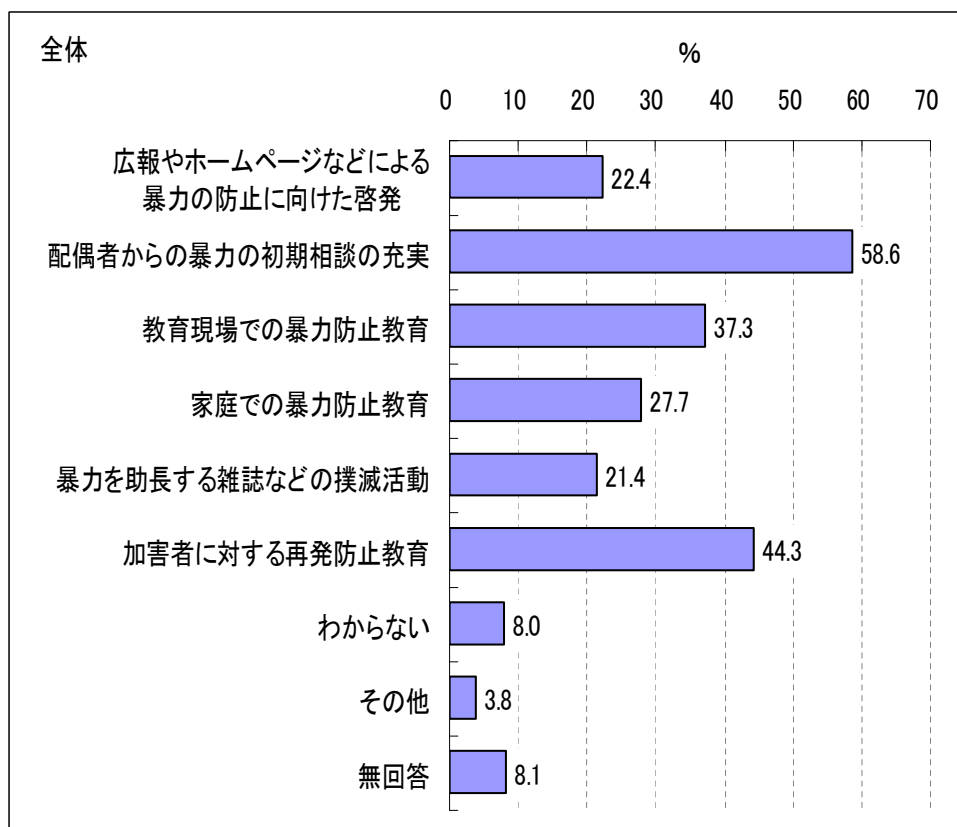
(5) 重要なDV防止対策

○ DV防止に、最も重要なものは初期相談

市民がDV防止対策として重要と考えていることは、1位が「初期相談の充実」で58.6%、2位が「加害者に対する再発防止教育」で44.3%、3位が「教育現場での暴力防止教育」で37.3%の結果となっており、特に「初期相談の充実」を、求める声は、半数以上という大きな数値となっています。

● DVの防止対策として重要なこと (複数回答)

(市民意識調査 平成22年度)



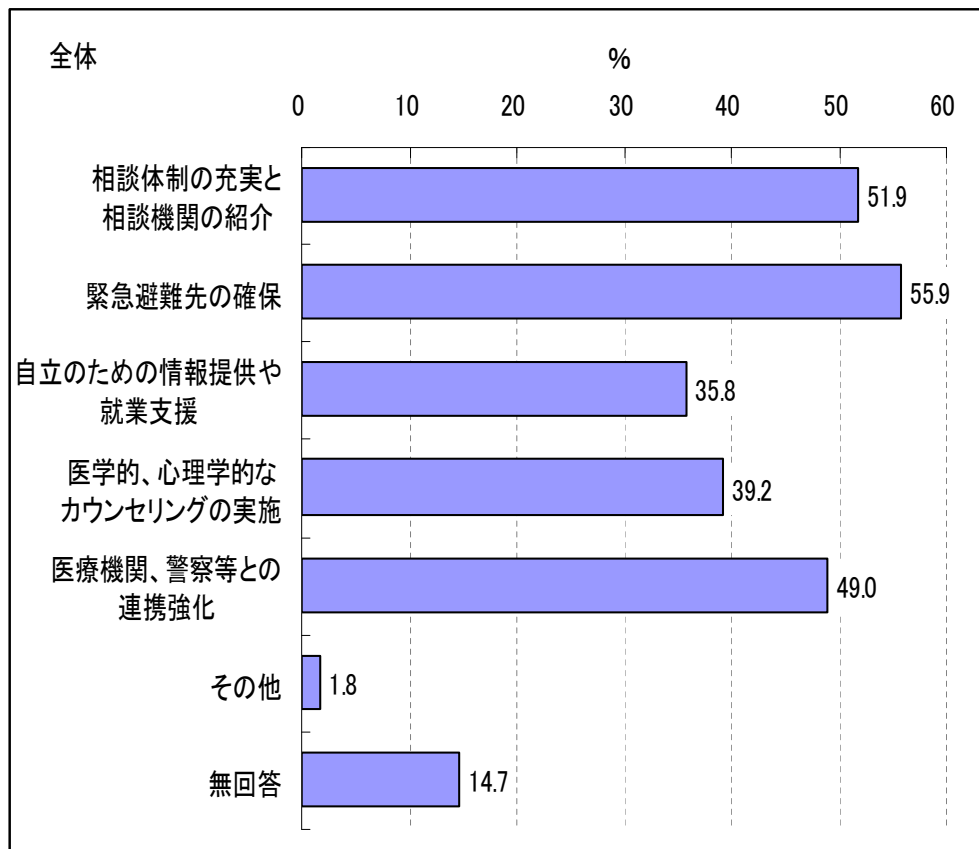
(6) DV被害者に対する市の支援

○ 市民が第一に望むのは、安全確保

市民が市に対し、DV被害者支援対策として望んでいるものは、1位が「緊急避難先の確保」で55.9%、2位が「相談体制の充実と相談機関の紹介」で51.9%、3位が「関係機関の連携強化」で49.0%となっています。

● DV被害者に対して必要な市の支援 (複数回答)

(市民意識調査 平成22年度)



4 課題のまとめ

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題であると同時に、生命・身体等に重大な危害を受ける恐れもあるので、DVの根絶は急がなくてはなりません。

そこで、DVに関する社会の動向、本市の相談状況や市民意識などから、次のように課題をまとめました。

課題1 DVを許さない社会づくりが必要です。

- ◎DVは決して許されるものでないという啓発が必要です。
- ◎子ども从小から人権に関する教育が必要です。

課題2 市の配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談体制を充実させる必要があります。

- ◎潜在しているDV被害者を早期に発見し、DV相談窓口へ誘導することが必要です。
- ◎きめ細かく対応できる相談窓口の充実が必要です。
- ◎より被害者の安全確保をすることが必要です。
- ◎市の配偶者暴力相談支援センターの機能をより充実させていくことが必要です。

課題3 被害者の自立に向けた支援の充実が必要です。

- ◎自立に向けた住宅の確保に関する情報提供が必要です。
- ◎自立に向けた就労に関する情報提供が必要です。
- ◎自立に向けた子どもの安全・安心に関する支援が必要です。
- ◎被害者世帯には、切れ目のない継続的な支援が必要です。
- ◎加害者に対しての教育を研究することが必要です。

課題4 推進体制の充実が必要です。

- ◎DV防止基本計画の推進に関し、評価、点検していく仕組みが必要です。
- ◎関係部署、機関、民間団体等との連携強化が必要です。

第3章 取組の内容

基本目標

I

DVを許さない社会づくり

DVのない社会を実現するためには、市民一人ひとりが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、そして、暴力は決して許されるものではないことを、よく理解し正しい知識をもつことが重要です。

そこで、市民に対してはDV防止の啓発を行い、子どもに対しては人権教育を行います。

取組の方向（施策） 1 DV根絶の啓発

DVの種類は身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力の、大きく4つに区分することができます。市民のDVに関する知識ですが、身体的暴力については、ほとんどの方がDVであると認識しているものの、性的暴力、精神的暴力については、認識している割合が減り、経済的暴力においては、DVであると認識していない割合が、かなり多くなっています。

そこで、市民に対するDV防止の啓発を行います。

事業番号 1 広報等による人権啓発（第4次実施計画 No.71）

事業概要	人権擁護委員の日（5月31日）、人権週間（12月4日～10日）等の記念日を中心に、広報等で啓発活動を行う。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	広報紙掲載回数			
目標数値	現状（平成21年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年
他の評価指標	1. ホームページ掲載回数			
	2. ポスターによる広報回数			

※目標数値（平成22年度実績）2回/年

事業番号 2 DV防止講座の実施

事業概要	DV防止に関し、正しい知識を身につけることができるような講座を開催する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	DV防止講座の延参加者数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	84人	100人	120人	140人
他の評価指標	1. 講座内容および理解度			
	2. —			

事業番号 3 DVD上映会の実施

事業概要	人権およびDV防止関係のDVD上映会を実施し、啓発する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	DVD鑑賞者延人数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	13人	30人	40人	50人
他の評価指標	1. DVDの上映本数			
	2. DV防止に関する理解度			

事業番号 4 デートDVパンフレットの活用

事業概要	デートDV※6のパンフレットを配布し、正しい知識を身につけるよう啓発する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	配布枚数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	50枚	500枚	1,000枚	1,500枚
他の評価指標	1. パンフレット設置場所数			
	2. —			

※6 デートDV

結婚していない思春期・青年期（高校生や大学生など、交際中の若い世代）の特徴的な心理や性意識・行動が影響して起こる、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力等であり、親密な相手を思い通りに動かすために複合的に使われることが多い。

取組の方向（施策） 2 学校での人権教育

DVを防止するためには、一人ひとりの心の中に男女は互いに人権を尊重し、暴力は絶対に許さないという意識を根づかせることが重要です。そのためには、子どもの頃から他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育みながら、いじめや暴力は絶対に許されない行為であることを学ぶことが大切です。

そこで、人権擁護委員と連携し、小学生を対象とした人権教室や、中学生を対象とした人権講演会を実施します。

事業番号 5 人権教室の実施

事業概要	他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるような人権教室を実施する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	受講児童数			
目標数値	現状(平成22年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	2,082人	3,000人	3,500人	4,000人
他の評価指標	1. 実施校数			
	2. 児童の理解度			

事業番号 6 人権講演会の実施

事業概要	暴力は絶対に許さないという意識を根づかせるような講演会を実施する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	受講生徒数			
目標数値	現状(平成22年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	1,572人	1,600人	1,700人	1,800人
他の評価指標	1. 全国中学生人権作文コンテスト応募数			
	2. 生徒の理解度			

相談体制の充実

市川市の配偶者暴力相談支援センターを設置！

DVは家庭内で発生することが多く、しかも加害者に罪の意識が薄いことも影響し、被害は長期化し、深刻化します。

本市内のDV相談窓口は、千葉県の市川健康福祉センター、市庁舎内の子ども家庭総合支援センター、及び男女共同参画センターにあります。また、DV相談窓口としての知名度はあまり高い状況とはいえません。また、DVは生命・身体等に重大な危害を及ぼす場合もあり、そのようなことにならないように1人でも多くのDVの被害者の安全確保を急ぐ必要があります。

そこで、市は配偶者暴力相談支援センターを設置し、まずは、市内に潜在している多くのDV被害者を救う必要性を重視し、現在の男女共同参画センターの女性を対象としたDV相談を、より充実させることから段階的に始め、最終的には、男女を問わず、「あらゆるDVの根絶」を目指そうとするものです。

取組の方向（施策）3 DV被害者の早期発見

平成22年9月に実施した市民意識調査の中でDVの女性被害者がどこかに相談した割合は2割に満たないことが分かりました。

また、相談しなかった女性被害者の理由で1番多かったものは、「相談するほどのことではなかった」、次に「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思った」でした。このことから、本市の女性被害者は、自分が被害者であると気付かないまま、ずっと暴力を受け続けているばかりか、あきらめてしまったり、加害者からの恐怖感を常に感じながらも支援を求められずにいる人が多く潜在しているようです。

そこで、市は、相談窓口の広報活動を行う他に、周囲の人々による早期発見ができるような情報提供、および市の関連窓口において、女性被害者を相談窓口案内ができるような仕組みづくりを行います。

また、日本語がうまく理解できない外国人の女性被害者に対しても、相談窓口へ誘導できるように努めます。

事業番号 7 相談窓口の広報活動の充実

事業概要	DVの女性被害者の相談窓口に関するちらしやハンドブック等を作成し、市庁舎内の関係部署および関係機関の窓口にて市民に配布する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	ちらし、ハンドブック、PRカードの配布数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	ちらし・ハンドブック・PRカードの作成	ちらし 1,000枚 ハンドブック 500冊 PRカード 500枚	ちらし 2,000枚 ハンドブック 500冊 PRカード 500枚
他の評価指標	1. ちらし等の配布設置箇所の数			
	2. ちらし、ハンドブック、PRカードの利用者数			

事業番号 8 早期発見のための情報提供

事業概要	民生委員等の地域に精通している方々がDVの女性被害者を早期に発見し、速やかに、相談窓口案内ができるようなDV防止についての説明会を実施する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	DV防止についての説明会の実施回数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	3回	6回	12回
他の評価指標	1. 説明会参加者の理解度			
	2. 説明会参加者数			

事業番号 9 外国人に対する相談窓口の周知

事業概要	英語・中国語・韓国語・タガログ語等のDV相談窓口のPRカード、ちらし等を作成し、配布する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	配布枚数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	ちらし・PRカード作成	各200枚	各400枚
他の評価指標	1. 翻訳言語数			
	2. —			

事業番号 10 DV被害者相談窓口連携マニュアルの作成・活用

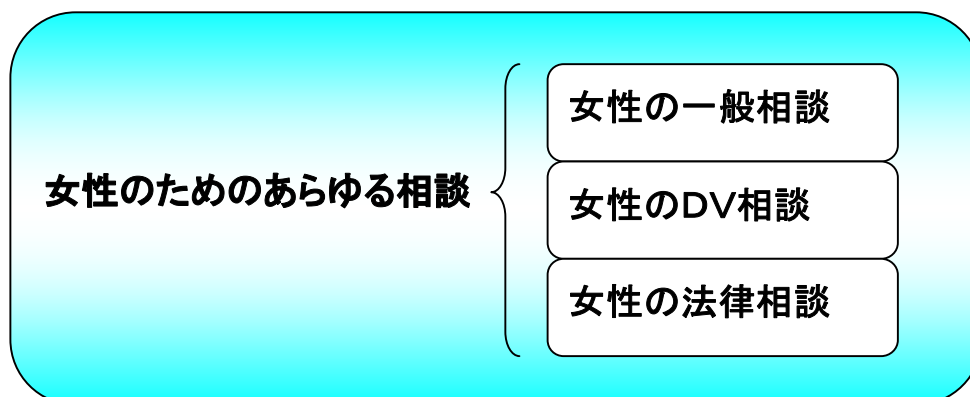
事業概要	市役所の様々な受付窓口で、DV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口を案内できるよう、受付窓口専用の連携マニュアルを作成し、活用する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	窓口職員の説明会参加者数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	マニュアル作成	50人	100人
他の評価指標	1. 窓口職員の理解度			
	2. DV相談窓口への案内数			

配偶者暴力相談支援センター機能

取組の方向（施策）4 相談窓口の充実

本市でのDV相談は、子ども家庭総合支援センターと男女共同参画センターで実施しています。特に、男女共同参画センターでは、女性の地位が低いことに起因する「女性のためのあらゆる相談」の中で、「女性の一般相談」と「女性の法律相談」とともに、「女性のDV相談」を位置づけており、これを充実させます。

男女共同参画センターの相談



市内に潜在するDVの女性被害者が非常に多いと推定されることから、市の配偶者暴力相談支援センターを設置し、1人でも多くの女性被害者を速やかに救います。

また、高齢者である女性被害者、障害がある女性被害者については、関係部署と緊急協議することにより、速やかに関係施設での安全確保に努めます。そして、外国人の女性被害者に対しては、通訳情報を収集し、DV相談に役立てていきます。

事業番号 11 女性のためのDV専門相談員相談（第4次実施計画 No.72）

事業概要	被害者に適切な支援及び情報提供を行い、必要であれば関係機関へ迅速に引継ぎをする。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	相談可能体制			
目標数値	現状(平成21年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	相談員1日2名以上勤務する日は週2日	相談員1日2名以上勤務する日を週3日とする	相談員1日2名以上勤務する日を週3日とする	相談員1日2名以上勤務する日を週4日とする
他の評価指標	1. 相談者の満足度			
	2. 相談環境の整備、相談員の充実			

※目標数値（平成22年度実績）相談員1日2名以上勤務する日は週2日

事業番号 12 女性弁護士による女性のための法律相談（第4次実施計画 No.73）

事業概要	あらゆる女性からの相談の中で法的支援が必要な場合、女性弁護士が法律相談を行う。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	相談件数			
目標数値	現状(平成21年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	158件/年	200件/年	200件/年	200件/年
他の評価指標	1. 相談者の満足度			
	2. 市民の周知度			

※目標数値（平成22年度実績）171件/年

事業番号 13 子ども家庭総合支援センター事業（第4次実施計画 No.75）

事業概要	子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続や相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。			
所管課	こども部 子育て支援課			
目 標	活動件数			
目 標 数 値	現 状（平成21年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	4,077件/年	4,000件/年	4,000件/年	4,000件/年
他の評価指標	1. 支援内容の充実			
	2. —			

※目標数値（平成22年度実績）4,143件/年

事業番号 14 通訳者情報の収集及び研究

事業概要	外国人女性のDV被害者に対し、多言語で対応できるよう、通訳情報を収集し協力を求めていく。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目 標	通訳者情報の収集数			
目 標 数 値	現 状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	10人	20人	30人
他の評価指標	1. 通訳者の協力数			
	2. —			

事業番号 15 施設入所の緊急協議

事業概要	高齢あるいは、障害のあるDV女性被害者の緊急一時保護が必要となる場合、関係部署と緊急協議を行いふさわしい施設に一時的に避難させる。			
所管課	(総務部) 男女共同参画課 (福祉部) 地域福祉支援課 障害者支援課			
目標	緊急一時的に施設に入所した数			
目標数値	現状(平成22年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	3人	3人	3人
他の評価指標	1. 施設入所者の満足度			
	2. —			

※2 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法では、次の6つの機能が定められていますが、各施設によって実施されている事業は異なります。

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者及び自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

配偶者暴力相談支援センター機能

取組の方向（施策）5 被害者の安全確保

DVの女性被害者が命の危険を感じ相談窓口へ駆け込んだ場合など、生命、身体に重大な危害を受ける恐れが高いと判断される場合には、緊急一時保護施設へ入所したり、加害者の追及から守れると思われる親戚、知人宅等に一時的に身を寄せたりすることなどが、安全確保を図る意味で重要です。

そこで、千葉県女性サポートセンターや民間の緊急一時保護施設と連携、強化する他に、所持金の少ない被害者が交通費等に不足を生じる場合は、これを助成します。

事業番号 16 緊急一時保護施設との連携

事業概要	千葉県および民間の緊急一時保護施設に入所することにより、被害者（同伴の子どもを含む）の緊急的な安全確保をする。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	民間一時保護施設等の情報収集数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	4か所	5か所	10か所	10か所
他の評価指標	1. 緊急一時保護施設入所による安全確保件数			
	2. —			

※目標数値 民間一時保護施設の所在に関しては、被害者の安全確保上、公表されていないが、徐々に情報量を蓄積していこうとするもの。

事業番号 17 安全確保のための同行や旅費等の助成

事業概要	施設・親戚・知人宅等に一時的に避難するために同行したり、交通費等が不足する場合には旅費等を助成する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	助成件数			
目標数値	現状(平成22年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	2件	2件	2件
他の評価指標	1. 安全確保に関する満足度			
	2. 同行支援件数			

配偶者暴力相談支援センター機能

取組の方向（施策）6 支援センター機能の充実

配偶者暴力防止法においては、市町村が適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとして機能を果たすことを努力義務と規定しています。

また、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」では、市町村は被害者にとって最も身近な行政主体における相談窓口であり、その機能に関し、特に積極的に取り組むことが望ましいと要請しています。

そこで、市の配偶者暴力相談支援センターの内容ですが、本計画の取組の方向4「相談窓口の充実」及び5「被害者の安全確保」で主な内容を記載していますが、千葉県と本市の配偶者暴力相談支援センターの役割分担を定めることにより、一層、効率良く、一人でも多くのDV被害者を救おうとするものです。

配偶者暴力相談支援センター機能の役割分担について

	市 川 市		千 葉 県	
	男女共同参画センター	市川健康福祉センター	女性サポートセンター	ちば県民共生センター・ちば県民共生センター東葛飾センター
	地域配偶者暴力相談支援センター	地域配偶者暴力相談支援センター	中核的配偶者暴力相談支援センター	地域配偶者暴力相談支援センター
① 相談	女性のためのあらゆる相談 <input type="checkbox"/> 女性の一般相談 <input type="checkbox"/> 女性のDV相談 ・面接・電話相談 9時～16時(月～金) 9時～12時(土・日) ※ただし閉館日を除く <input type="checkbox"/> 女性の法律相談 13時～17時(毎週水曜日) ※ 男性の相談は実施しない	<input type="checkbox"/> 配偶者や恋人からの暴力の相談 ・電話相談 9時～17時(月～金) ・面接相談 9時～17時(月～金) ※ 祝日、年末年始を除く ※ 男性の相談は実施する	<input type="checkbox"/> 配偶者や恋人からの暴力の相談 <input type="checkbox"/> 女性のさまざまな問題 ・電話相談 24時間年中無休 ・面接相談 9時～17時(月～金) <input type="checkbox"/> 法律相談 14時～16時30分(第2、第4火曜日) <input type="checkbox"/> 心とからだの健康相談 14時30分～16時30分(第3木曜日) ※ 男性の相談は実施しない	<input type="checkbox"/> 配偶者や恋人からの暴力の相談 <input type="checkbox"/> 女性のための総合相談 ・電話相談 9時30分～20時(火曜日) 9時30分～16時(水～日曜、祝日) ・面接相談 9時30分～16時(火～日曜日) <input type="checkbox"/> 専門相談 ・カウンセリング 10時～16時(火・水・土) 16時～20時(金) 10時～20時(水) ・法律相談 13時～16時(第4木曜日) ・こころの相談 13時～16時(第2火曜日) <input type="checkbox"/> 男性のための総合相談 ・電話相談 16時～20時(火・水曜日) ・カウンセリング 16時～20時(第1・3木) 13時～17時(第2・4土) ※ 男性の相談は実施する
② カウンセリング	<input type="checkbox"/> 実施しない	<input type="checkbox"/> 実施しない	<input type="checkbox"/> 実施する(入所者向け)	<input type="checkbox"/> 実施する(男性・女性とも実施する)
③ 安全確保	<input type="checkbox"/> 女性サポートセンターに依頼する <input type="checkbox"/> 母子支援施設に依頼する <input type="checkbox"/> 民間シェルターに依頼する <input type="checkbox"/> 高齢・障害者の施設へ依頼する <input type="checkbox"/> 警察と連携する	<input type="checkbox"/> 女性サポートセンターに依頼する <input type="checkbox"/> 民間シェルター等を紹介する <input type="checkbox"/> 警察と連携する	<input type="checkbox"/> 一時保護を実施する	<input type="checkbox"/> 女性サポートセンターに依頼する <input type="checkbox"/> 民間シェルター等を紹介する <input type="checkbox"/> 警察と連携する
④ 自立生活促進	<input type="checkbox"/> 市営住宅の情報を提供する <input type="checkbox"/> 県営住宅等の情報を提供する <input type="checkbox"/> 就業に関する情報を提供する <input type="checkbox"/> 援護に関する情報を提供する	<input type="checkbox"/> 住宅の情報を提供する <input type="checkbox"/> 就業に関する情報を提供する <input type="checkbox"/> 援護に関する情報を提供する	<input type="checkbox"/> 住宅の情報を提供する <input type="checkbox"/> 就業に関する情報を提供する <input type="checkbox"/> 援護に関する情報を提供する	<input type="checkbox"/> 住宅の情報を提供する <input type="checkbox"/> 就業に関する情報を提供する <input type="checkbox"/> 援護に関する情報を提供する
⑤ 保護命令制度	<input type="checkbox"/> 保護命令制度の情報提供や助言をする <input type="checkbox"/> 関係機関との連携をする	<input type="checkbox"/> 保護命令制度の情報提供や助言をする <input type="checkbox"/> 関係機関との連携をする	<input type="checkbox"/> 保護命令制度の情報提供や助言をする <input type="checkbox"/> 関係機関との連携をする	<input type="checkbox"/> 保護命令制度の情報提供や助言をする <input type="checkbox"/> 関係機関との連携をする
⑥ 居住・保護施設	<input type="checkbox"/> 女性サポートセンターと連携する <input type="checkbox"/> 母子支援施設と連携する <input type="checkbox"/> 民間シェルターと連携する <input type="checkbox"/> 高齢・障害者の施設と連携する	<input type="checkbox"/> 女性サポートセンターと連携する <input type="checkbox"/> 民間シェルター等の情報を提供する	<input type="checkbox"/> 婦人保護施設及び関係機関と連携する	<input type="checkbox"/> 女性サポートセンターと連携する <input type="checkbox"/> 民間シェルター等の情報を提供する

事業番号 18 相談員の人材確保

事業概要	複雑化、多様化した相談に対応できるような専門知識と経験のある相談員を確保する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	女性相談員数（婦人相談員数）			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	4人	5人	7人	7人
他の評価指標	1. 臨床心理士資格の保有者数			
	2. 女性センター等での相談員経験年数			

事業番号 19 スーパーバイズ等による研修

事業概要	相談員の質の向上のため更に上級の臨床心理士等（スーパーバイザー）からケースに対する助言や指導を受ける。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	実施回数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	—	2回	4回
他の評価指標	1. 女性相談員のスキルアップ度			
	2. 講師情報数			

事業番号 20 ケース検討会議

事業概要	処遇困難ケースに対し、その対応や支援方法等を複数の相談員で検討することにより、適した対応ができるようにする。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	ケース検討会議の実施回数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	3回	4回	6回	6回
他の評価指標	1. DV被害者の満足度			
	2. 女性相談員のスキルアップ度			

事業番号 21 相談環境の充実

事業概要	相談者のプライバシーを厳密に保護し、同時に相談者、相談員とも安心安全を確保しながら、迅速で内容の濃い対応を目指すための相談環境を改善していく。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	相談環境改善実施回数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	1回	1回	1回	1回
他の評価指標	1. ハード・ソフトの両面で、均衡のとれた改善状況			
	2. 加害者対応マニュアルの作成・活用			

基本目標
Ⅲ

被害者支援の充実と加害者教育

DVの女性被害者が、加害者から離れることに成功しても、その後、新しい生活を始めるためには、住宅や生活費の確保、子どもの問題等女性被害者一人ひとりの状況に合わせた支援を行う必要があります。

そこで、市では、市営住宅や母子寮等に関する情報提供や就労に関する情報提供を行います。また、加害者の暴力から逃れた後も、加害者の追及による恐怖をやわらげ、また離婚や親権等の問題などを一緒に解決していけるように、ケース相談を継続し支援します。

更には、加害者側へのアプローチとして、加害者教育の研究をはじめます。

取組の方向（施策） 7 住居に関する支援

女性被害者が安定した住宅を確保することは、生活再建する上で極めて重要です。そこで、本市では、市営住宅の入居に関し、DV被害者のための優遇制度や、母子寮入寮などの情報提供を行います。

事業番号 22 市営住宅等の情報提供

事業概要	DVの女性被害者やその家族が今後の安定した住居として、市営住宅を希望する場合、入居に関しての情報提供をする。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数			
目標数値	現状(平成22年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	3件	5件	5件
他の評価指標	1. 入居件数（当選率）			
	2. 入居後の満足度			

事業番号 23 母子寮等の情報提供

事業概要	18歳未満の子どもがいるDVの女性被害者が、自立を目指す第1段階として、母子寮を希望する場合、子育て支援課と連携し、母子寮入寮についての情報、および生活保護の情報等を提供する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	入居件数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	0件	2件	2件	2件
他の評価指標	1. 入居後の満足度			
	2. —			

取組の方向（施策） 8 就労に関する支援

DVの女性被害者は加害者から逃れる際、就業していても失職をする場合が多いと思われます。

再出発する地で住宅が確保できても、生活していくだけの収入が必要になります。そこでマザーズハローワーク※7等での就職セミナーや助成金などの情報提供を行います。

※7 マザーズハローワーク

子育てしながら早期に就職を希望する人に対し、子供連れでも、来所しやすい環境を整備し、予約による担当者制の職業相談や希望に応じた就職実現プランの策定などの就職支援を行う。

事業番号 24 就労支援関連セミナー等の情報提供

事業概要	厚生労働省が所管する母子関係の貸付け金、助成金、奨励金、社会福祉協議会の貸付け金およびマザーズハローワークの開催する就労セミナー等の情報提供を行う。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	3件	5件	5件
他の評価指標	1. 就労に結びついた件数			
	2. 助成金、奨励金の受給件数			

取組の方向（施策） 9 子どもに関する支援

DV加害者からの暴力は、配偶者のみに留まるばかりでなく、その子どもにも及ぶ場合があります。また、直接暴力を受けなくとも配偶者などからの暴力行為を目撃した子どもの心は、深く傷ついており、心身の成長過程に、深刻な影響を与えてしまいます。

そこで、被害を受けた子どもたちが、学校、幼稚園、保育園等で適切な配慮を受けられるように関係機関と連携し支援します。

事業番号 25 学校、保育園、幼稚園とのケース協議

事業概要	直接、間接を問わずDV被害を受けた子どもの安全確保と安心して学校等で学ぶことができるよう、子ども家庭総合支援センターや学校・幼稚園・保育園等と緊密に連携し、支援します。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	協議ケース数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	5件	5件	10件	10件
他の評価指標	1. 子どもの満足度			
	2. —			

事業番号 26 児童相談所とのケース協議

事業概要	被害世帯の子どもに心理的なケアが必要と思われる場合は、児童相談所と連携し支援します。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	児童相談所との連携件数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	3件	3件	5件	5件
他の評価指標	1. 子どもの回復度			
	2. —			

取組の方向(施策) 10 継続的な支援

DVの女性被害者は、加害者から一時的に逃れられれば問題が全て解決するわけではなく、離婚、親権等に係る手続き、場合によっては、保護命令制度※8の手続など各相談者ごとの段階的な支援が重要です。

そこで、本市ではケース相談をできるだけ継続し、被害者本人の意思を尊重した生活再建に向けた支援を継続していきます。

事業番号 27 ケース相談の継続

事業概要	DVの女性被害者の意思を尊重した生活再建を支援できるようにケース相談を継続する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	相談ケース実数の中の継続相談ケース割合			
目標数値	現 状(平成22年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	90%	95%	95%
他の評価指標	1. 被害者の満足度			
	2. —			

※8 保護命令制度

配偶者から、身体的暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、将来配偶者等から受ける身体的暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき、被害者からの申立てにより、裁判所が加害者(事実婚・元配偶者を含む)に対し命令を発する制度。「接近禁止命令」、「退去命令」があり、罰則規定がある。

取組の方向（施策） 1 1 加害者教育の研究

市はDV被害者に対して、安全を確保し、より深刻な状況に陥ることがないように支援していくことを最優先すべきであります。一方で、再発を防止したり、新たな被害者を生ませない予防のために、加害者側へのアプローチも重要なことと考えられます。そこで、DV加害者教育の重要性が高まりますが、これは、常にDV被害者の安全を確保しながらプログラムを実施することを基本とするため、加害者と被害者がプログラム実施機関で結ばれてしまうことにもなり、危険性が高まるばかりか、プログラムへの参加を加害者が逆に復縁等に利用する可能性もあり、非常に難しい事業と思われまます。

そこで、市はDV加害者に対しての更生プログラムの研究から開始することとします。

事業番号 28 加害者への更生支援の調査・研究（第4実施計画No.74）

事業概要	加害者に対しての再発防止更生プログラムの研究をする。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	情報収集件数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	1件	3件	5件	10件
他の評価指標	1. 更生プログラムの研究体制（内部研究会の実施回数）			
	2. 資料ページ数			

- ◎ 第4次実施計画では目標、数値目標を掲げられませんでしたので、ここで、あらためて掲げます。また、他の評価指標も一部追加します。

基本目標

Ⅳ

推進体制の充実

DVの女性被害者は、繰り返される暴力で、身体的に、精神的に傷つき、自信も失っています。加害者に監視されていることから相談できなかつたり、生命の危険が迫っていても逃げるための所持金が無かつたり、また、暴力から一時的に逃れることに成功しても、住宅や収入の確保、子どもの問題等の生活再建に関する多くの問題を抱えています。このような状況を踏まえれば、被害者の早期発見の段階、相談の段階、安全確保の段階、生活再建支援の段階等、それぞれの段階において、関係機関が連携、協力し、切れ目のない支援を行っていくことが非常に重要です。

そこで、市川市配偶者暴力相談支援センターを中心とし、関係者および関係機関で構成するDV被害者支援ネットワーク会議を開催し、被害者の抱える問題に対処する有効な連携・協力体制を強化します。

また、本計画中の事業の評価、進捗状況等を公開することにより、市民に更なる理解と協力を求めようとするものです。

取組の方向(施策) 12 DV防止基本計画の推進

本計画は、市川市男女共同参画基本計画の8つの主要課題のうちの1つである「人権を侵害する暴力の根絶」の中の多くの部分を占める内容となります。従って、男女共同参画を具体的に推進していく、第4次実施計画の一部分ともいえることから、本計画の推進状況を、市川市男女共同参画推進審議会に報告後、広く市民に公開します。

事業番号 29 DV防止基本計画の進捗状況の確認および評価

事業概要	市川市男女共同参画推進審議会に、本計画内の全事業について進捗状況および評価を報告し、審議結果を次年度事業の参考とする。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	—			
目標数値	現状（平成22年）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	—	—	
他の評価指標	1. 審議会での意見件数			
	2. 審議会での意見内容			

事業番号 30 事業の実施状況の公表

事業概要	本計画の事業の進捗状況を市のホームページ等で公表し、本計画を広く市民に周知し、DV根絶を目指す。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	—			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	—	—	—
他の評価指標	1. DV根絶に関する関心度の上昇			
	2. ホームページ閲覧後の問い合わせ数			

取組の方向（施策） 1 3 関係部署・機関等との連携

D V被害者の早期発見、相談、安全確保、生活再建等それぞれの段階でより有効的な支援が行えるように、市川市配偶者暴力相談支援センターを中心とし、庁内の関係部署、警察、市川健康福祉センター、児童相談所等から構成する、D V被害者支援ネットワーク会議を再構築し、関係機関の情報共有を進め、困難事例の検討などを通して、支援協力体制を強化します。

また、D V被害者支援には行政だけでなく、民間団体の力も必要です。まずは、市民に対し、D V防止に関する民間支援団体の重要性を啓発し、民間のD V被害者支援団体を立ち上げる準備から始めます。

事業番号 31 DV被害者支援ネットワーク会議の実施（第4次実施計画 No.76）

事業概要	男女共同参画課、子育て支援課を中心に、関係各課、警察、健康福祉センター等に参加をしてもらい、各所管で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について協議し、連携を深める。			
所管課	（総務部） 男女共同参画課、（こども部） 子育て支援課			
目標	開催回数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	0回/年	1回/年	1回/年	2回/年
他の評価指標	1. 内容			
	2. —			

事業番号 32 民間協力団体の立ち上げ

事業概要	DV被害者支援を目的とした民間協力団体の立ち上げを見越したDV防止関係の講座を実施する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	DV防止講座の実施数			
目標数値	現状（平成22年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	1回	1回	1回	1回
他の評価指標	1. 講座参加者数			
	2. DV被害者支援協力団体数			

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
 (平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者か

らの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限

- る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的しゅう羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の

本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令

を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における

当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

市川市 D V 防止基本計画

平成23年8月発行

発行 市川市総務部男女共同参画課
住所 千葉県市川市市川1丁目24番2号
電話 047-322-6700